

美術教育におけるデザインの意味の変遷に関する一考察

安 部 泰*・西 村 俊 夫*

(平成23年9月30日受付；平成23年11月7日受理)

要 旨

デザインという用語は、昭和33年版の学習指導要領に初めて登場した。しかし、平成23年度から全面的に実施されている「小学校学習指導要領 図画工作」では、デザインという用語が使用されていない。これまで学校教育の場に「デザイン」という用語および概念が登場してきた経緯やそのことの意味については多く研究されてきた。しかし、新しい「小学校学習指導要領 図画工作」の中にデザインという用語が使われていない、という事実の持つ意味は、これまでの歴史的研究が課題としてきたことは別の次元の問題である。小学校学習指導要領からデザインという用語が消えたということが必ずしも「デザイン」を軽視することを意味するものではない。むしろデザインという言葉が本来的な意味で理解され使用するようになったからである、と思われる。しかし、ここで新たな問題が発生する。それは、図画工作科そして義務教育の美術教育におけるデザインとは何かということを改めて明らかにする必要が生まれたことである。本論文は、小学校・中学校の美術教育におけるデザインの意味を、学習指導要領のデザインに関する記述を現行のものから遡って比較検討することによって明らかにすることを目的とする。特に、図画工作科の内容を中心に検討した。

KEY WORDS

デザイン design デザイン能力 design ability
学習指導要領 course of study 図画工作 art and handicraft

1. はじめに

デザインという言葉は、かつては図案や意匠などと訳され、物の形あるいはそれを決定する行為を表す美術的な専門用語と理解されていたように思われるが、今日では、「デザインとは意味ある秩序状態を意識的に努力することである」¹⁾とヴィクター・パパネックが述べた意味がかなりの部分で理解され、美術的な場以外の日常の中でも普通に使用されている。例えば、学校教育の場では「カリキュラムデザイン」という用語をよく耳にするが、ここで使用されているデザインという用語には、いわゆる美術的な活動として意味は含まれていない。また、学校の基本方針・基本計画のような意味で使われる「グランド・デザイン」という言葉も美術的なデザインのことを意味するのではない、ということは周知のことと思われる。このように美術的活動と直接関わりのないところでもデザインという言葉は普通に使われるようになった。

一方、平成20年8月に告示され、平成23年度から全面的に実施されている「小学校学習指導要領 図画工作」では、デザインという用語が使用されていない。前の学習指導要領「小学校学習指導要領 図画工作（平成10年12月告示）」では、例えば、第3学年及び第4学年の「目標」に「(2)材料などから豊かな発想をし、手や体全体を十分に働かせ、表し方を工夫し、つくりだす能力、デザインの能力、創造的な工作の能力を伸ばすようする」という記述が見られる。しかし、新学習指導要領では、同様の箇所の記述は「材料などから豊かな発想をし、手や体全体を十分に働かせ、表し方を工夫し、造形的な能力を伸ばすようする」となっている。

小学校学習指導要領にデザインという用語が最初に登場するのは昭和33年版である。例えば、第3学年の「内容」に「(4) いろいろな表現材料を用い、用途上の目的をもたない自由構成のものを主とし、必要に応じて工作で作るものデザイン、環境にあるものの装飾、ポスターその他社会生活上必要なもののデザインなど、用途をもったもののデザインにも及ぶ」と記述されている。それ以前の「小学校学習指導要領図画工作編（試案）改訂版」では、「第三章 各学年における指導目標と指導内容」において「図案」という用語が見られる。なお、指導内容は、「1.描画」「2.色彩」「3.図案」「4.工作」「5.鑑賞」「6.各学年各教材を通じて養うしつけ・態度・習慣」の6つで構成されている。「図案」という用語は、戦前の教科「図画」の中でも使用されていたものである。

こうした流れから見ると、昭和33年版小学校学習指導要領に登場した「デザイン」という用語は「図案」に代わる

*芸術・体育教育学系

ものとして使用されたようにも思えるが、単純に置き換わったわけではない。そもそも「図画工作」という教科は、戦前の「図画」と「手工」が一つになってつくられた教科で、「デザイン」に含まれる内容は、この戦前の二つの教科に独自に含まれていたものが含まれている。また戦後のデザイン分野の教育内容は、戦前の「構成教育」の影響が強く見られる。その経緯や特徴については、拙稿（西村1998）「デザイン・プロセス理論に基づくものづくり教育の構築（I）—日本のデザイン教育の検証とデザイン・プロセス理論—」²⁾の中でも言及したが、大泉義一（2006）³⁾や新関伸也（2008）⁴⁾らの論文でも考察されている。大泉は、教育雑誌「美育文化」や造形教育センターが発行する「造形教育センターニュース」および間所春の著書等を基に、昭和33年の学習指導要領改訂前後におけるデザイン教育に関する動向を概観すると共に「こどものデザイン」概念を明らかにしている。新関は、戦後のデザイン教育理論研究の第一人者であった勝見勝や「構成学」の権威であった高橋正人の言説や1961年に文部省から発行された『小学校デザイン学習の手引き』などを基に、昭和30年代のデザイン教育の諸相を明らかにしている。また、福田隆眞は、『現代美術教育論』⁵⁾や『デザイン教育 ダイナミズム』⁶⁾に掲載された論文の中で、構成教育の展開や特色について論ずると共に、戦後のデザイン教育の特徴や課題について論究している。

これまで述べてきたように、学校教育の場に「デザイン」という用語および概念が登場してきた経緯やそのことの意味については多く研究されてきた。しかし、冒頭で紹介した新しい「小学校学習指導要領 図画工作」の中にデザインという用語が使われていない、という事実の持つ意味は、これまでの歴史的研究が課題としてきたことは別の次元の問題である。小学校学習指導要領からデザインという用語が消えたということが必ずしも「デザイン」を軽視することを意味するものではない。むしろデザインという言葉が本来的な意味で理解され使用するようになったからである、と思われる。しかし、ここで新たな問題が発生する。それは、図画工作科そして義務教育の美術教育におけるデザインとは何かということを改めて明らかにする必要が生まれたことである。本論文は、小学校・中学校の美術教育におけるデザインの意味を、学習指導要領のデザインに関する記述を現行のものから遡って比較検討することによって明らかにすることを目的とする。特に、図画工作科の内容を中心に検討する。

2. 小学校学習指導要領解説 図画工作編からの考察

既に述べたように、現行の小学校学習指導要領解説図画工作編では、デザインという言葉が使用されていない。教科の目標から内容に至るまで、全ての文中から姿を消している。

ここに至った経緯はどのようなものであるのか、デザインまたはデザインの能力をキーワードとし、過去の小学校学習指導要領解説などを遡ることで、小学校におけるデザインの意味の変遷を確かめたいと考えた。（以下、平成20年告示のように名称を略し表記する。）

本論では、図画工作科の内容が「表現」と「鑑賞」に大別された昭和52年告示までをその対象とし、学習指導要領解説にあたる資料から関連する用語などを抜粋し、該当する箇所を比較していく。その後、平成20年告示の内容を再検証することで、どのようにデザインの内容が記されているのかを確認していく。

2. 1 平成20年告示と平成10年告示の比較

平成20年の改訂に対して、直前の学習指導要領である平成10年告示について確認してみる。平成20年告示で、「A表現」と「B鑑賞」の両方に関わる〔共通事項〕が追加されたこと、材料と用具についての表記が「A表現」の本文から外に出たことを除けば、両者の表示は似通っておりほぼ対応するものと考えられる⁷⁾。ここでは新旧対応表⁸⁾をもとに、デザインに関係すると考えられる部分を抜き出してみる（表1）。

表1 平成10年告示と平成20年告示における学年目標の比較

	平成10年告示	平成20年告示
第3学年及び第4学年	<p>1目標</p> <p>(1) 豊かな発想や創造的な技能などを働かせ、その体験を深めることに关心をもつとともに、進んで表現する態度を育てるようとする。</p> <p>(2) 材料などから豊かな発想をし、手や体全体を十分に働かせ、表し方を工夫し、つくりだす能力、デザインの能力、創造的な工作の能力を伸ばすようとする。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>1目標</p> <p>(1) 進んで表現したり鑑賞したりする態度を育てるとともに、つくりだす喜びを味わうようとする。</p> <p>(2) 材料などから豊かな発想をし、手や体全体を十分に働かせ、表し方を工夫し、造形的な能力を伸ばすようとする。</p> <p>(3) 省略</p>

第5学年及び第6学年	1目標	1目標
	(1) 造形的な能力を働かせるとともに、自らつくりだす喜びを味わい、様々な表し方や見方に触れ、創造的に表現する態度を育てるようとする。	(1) 創造的に表現したり鑑賞したりする態度を育てるとともに、つくりだす喜びを味わうようとする。
	(2) 材料などの特徴をとらえ、想像力を働かせて主題の表し方を構想するとともに、美しさなどを考え、創造表現の能力、デザインや創造的な工作の能力を高めるようとする。	(2) 材料などの特徴をとらえ、想像力を働かせて発想し、主題の表し方を構想するとともに、様々な表し方を工夫し、造形的な能力を高めるようとする。
	(3) 省略	(3) 省略

平成10年告示では、学年目標の概観として「(1)は、児童が、造形活動を楽しみ、進んで表現したり鑑賞したりし、自らつくりだす喜びを味わうようにする造形への関心や意欲、態度に関する目標である。(2)は、形や色、材料などをもとに、表したいことを表すために、創造表現の能力やデザインの能力、創造的な工作の技能などを高めるようする内容「A表現」に関する目標である。」⁹⁾としている。尚、(3)は「B鑑賞」に関する目標である。実際に、デザインという言葉を使用しているのは〔第3学年及び第4学年〕と〔第5学年及び第6学年〕の(2)であるが、内容に触れていくと(1)も関連するので、合わせて表に示す。

(2)に着目すると、〔第3学年及び第4学年〕では「つくりだす能力、デザインの能力、創造的な工作の能力」が「造形的な能力」へ、〔第5学年及び第6学年〕では「美しさなどを考え」が「様々な表し方を工夫し」に、「創造表現の能力、デザインや創造的な工作の能力」が、やはり「造形的な能力」へと置き換えられていることが分かる。

2. 2 平成10年告示におけるデザインの取り扱い

では、平成10年告示においてはデザインの能力をどのようなものであると述べているのか。先にあげた学年目標の概観には、「表したいことを表すために」、創造表現の能力や創造的な工作の技能と並び、「デザインの能力」を高めるよう示されていると読むことができる。学年の目標についての解説を見ると、デザインの能力については、(2)の解説に記述が見られ、〔第3学年及び第4学年〕では、「ものをつくりだすときに自ずと働く能力で、表したいものを自分で見付けることに始まり、その美しさや用途などを考え、つくりだすための構想力や具体化するために働く造形感覚や創造的な技能などを含めた能力のことである。」¹⁰⁾としており、〔第5学年及び第6学年〕では、「つくりたいものを見付け、美しさや用途などを考え、表し方を構想し、必要な材料や用具を探し、造形活動を進める全過程に働き、自分のよさを生かしてつくりだす創造的な能力のことである。」¹¹⁾としている。また、どちらにおいても「創造的な工作の能力」はデザインの能力とともに働くことが記されている。内容の構成は、「A表現」(1)が「材料や場所などをもとにした造形活動（造形遊び）」であり、(2)が「表したいことを絵や立体に表現したり、工作に表したりする」としている。そして、それぞれが「目標(1)と(2)を受けたものである。」という。「デザインの能力」という言葉が比較的多く出てくる〔第5学年及び第6学年〕では、「A表現」(1)の解説内で、「この内容では、児童が材料や場所、環境に働きかけ・・・造形的に構成するなどの楽しい造形活動をすることである。このような造形活動をしながら、新しいものをつくりだすことや楽しい表現を試みることをし、一人一人が持てる力を総合的に働く、創造表現の能力やデザインの能力などを高めることをねらいにしている。」¹²⁾と述べている。加えて、(1)アの解説内に、先に目標(2)あげた文〔註11〕とほぼ同じ説明文¹³⁾が確認できる。このことから、造形遊びにおいてもデザインの能力についての内容が含まれていることがわかる。「A表現」(2)では、「見たこと、感じたこと、想像したこと、」に統いて、「ここに『伝え合いたいこと』を加えたのは、この時期の児童が、学校や家族の一員としての意識をもち始め、他の人の気持ちも考えながら行動するようになることから示したものである。伝え合うことは、自分を見つめ、人を分かろうとする表現の大切な内容である。」¹⁴⁾と特に示した上で、「『絵や立体に表現したり、工作に表したりする』とまとめて示したのは、・・・それぞれの表現をまとめて示したことで、表現を形式としてとらえることなく、児童の持てる力を総合的に働くようにし、創造表現の能力、デザインや創造的な工作の能力を高めることができる。」¹⁵⁾としている。さらに、「A表現」(2)アの解説では、「『創造的な技能など』のなどは、創造的な技能に関連する造形感覚やデザインの能力などを指している。なお、創造的な技能は、生産的なものづくりや特定の知識を身に付けさせる手段としてのものづくりの基礎となる力と言える。」¹⁶⁾と述べており、デザインの能力が様々な場面において複合的に現れることが示唆されている。また、わずかではあるが、〔第1学年及び第2学年〕の「A表現」(1)イ（造形遊びに関わる内容）には、「体全体を働かせることによって、感じる、考える（デザインする）、活動する、楽しむといったことが関連して働くようにすることを意味している。」¹⁷⁾との記述が見られ、低学年において

も、デザインすることと考えることを密接に捉えていると考えられる。

内容構成について、「『A表現』(2)は、感じたこと、見たこと、想像したことなどを絵や立体に表すこと、つくりたいものをつくることや工作に表す内容である。」¹⁸⁾としているが、これは後述する平成元年告示との関連で重視すべき問題を含んでいる。

2. 3 平成元年告示におけるデザインの取り扱い

平成元年告示では、デザインの能力について、『小学校新教育課程を読む 図画工作科の解説と展開』の「II 図画工作科改訂のポイント」内で、「6 工作的な内容やデザインの考え方はどうになったか」として次のように示されている。「・・・、児童は自分がつくりたいものの思いをふくらませる想像力、このようにつくろうと考えたり、つくりながら工夫する構想力、楽しさや丈夫さをつくりだすために働く造形感覚、そして創造的な思いにしたがって操作する手などが一貫して働くことになる。このような能力がデザインの能力といえるものである。」¹⁹⁾また、学習指導要領新旧の比較（改訂の要点）として「(3) デザインの能力の育成の重視」をあげており、その内容について「構想力などデザインの能力及び創造的な工作の能力を育成するため、これらにかかる内容を中学年及び高学年に明示した。」²⁰⁾とある。

各学年の目標は、低学年、中学年、高学年の別に示され、平成10年告示と同じく中学年と高学年の(2)にデザインの能力について示されている（表2）。

表2 平成元年告示における学年目標のうちデザインに関する部分

中 学 年	目標
	(1) 材料から豊かな発想をしてそれを生かす体験を深め、材料に対する感覚などを高めるとともに、見方や表し方に関心をもって工夫して表し、進んで造形活動ができるようにする。
	(2) 生活を楽しくするものなどを用途や美しさ、つくり方などを考えてつくり、それを使う楽しさを味わい、デザインの能力や創造的な工作の能力を伸ばす。
高 学 年	(3) 省略
	目標
	(1) 造形的な見方や感じ方を深め、想像力を働かせて主題の表し方の構想を練り、技法などを工夫して表し、造形的な創造表現の能力を高める。
	(2) 生活を楽しく豊かにするものなどを、用途や美しさを考え構想を練ってつくり、デザインの能力や創造的な工作の能力を高める。
	(3) 省略

表1内に示した平成10年告示の目標と比べてみると次のことが分かる。ひとつは、平成元年告示における目標(1)と(2)の内容が、平成10年告示では目標(2)にまとめられていること。もうひとつは、平成元年告示の目標(2)にはデザインに関連する「生活を楽しく豊かにするもの」や「用途」などの語句が明記されていることである。目標の解説では、「デザインの能力」として、中学年では「ものをつくりたりするときに、おのずと働く能力で、つくりたいものを自分で見付けることにはじまり、よりよいもの、より美しいもの、より楽しいものを作り出そうとする構想力などが創造的な能力である。（原文ママ）」²¹⁾とし、高学年では「つくりたいものを見付け、それをつくりたりすることに働く全ての能力で、造形的な構想力など創造的な能力である。」²²⁾と示している。いずれも創造的な工作とのかかわりが述べられている。

次に内容に目を移すと、『小学校新教育課程を読む 図画工作科の解説と展開』には図画工作的内容構成の構造をまとめて表にしたもの²³⁾が示されている。それによれば「A表現」は(1)～(3)で構成され、低学年及び中学年では、(1)材料をもとにした造形遊び、(2)表したいことを絵や立体に表す、(3)つくりたいものをつくる、となっており、高学年では、(1)表したいことを絵に表す、(2)表したいことを立体に表す（材料から発想）、(3)つくりたいものをつくる（材料から発想）、であるという。デザインの内容にあたるものは各学年を通して(3)に示されている。平成10年告示と異なり、低学年及び中学年の(1)（造形遊び）(2)（絵や立体に表す）と高学年の(1)（絵に表す）(2)（立体に表す）のように、指示する分類に多少の違いはあるが、目標と同じく内容においても平成10年告示では「絵や立体に表すこと、つくりたいものをつくることや工作に表す」のようにまとめられている内容が、平成元年告示では、「表したいことを絵や立体に表すことと「つくりたいものをつくる」として分かれていたことが確認できる。

デザインに関する内容が多いものとして第5学年をあげてみると²⁴⁾、「A表現」(3)の本文は、「(3) 生活を楽しく豊

かにするものつくったり、身近な環境などを造形的に構成したり、伝え合うものをつくったりすることができるようになる。」(第6学年と共通)である。指導事項については、「ア つくるものの用途や美しさ、楽しさを考えて、形による動きの感じ、色の強い弱いの感じ、材料の感じなどに関心をもってつくること。」では、「(7) 形や色の扱いはどのように変わったか」として、「一つの作品のなかでは、個々の形から受ける方向の感じは、全体として動きの感じとして把握されることが多い、この二つを分けて示すことによってそれぞれに対応する教材が開発されてきました。しかし、造形の要素としてこれらに着目するとどうしても理解させるという点に注意が向き、ある種の造形トレーニングのような題材が設定されてしまう可能性がある。」²⁵⁾と問題点を指摘しているが、「①『形による動き』『色の強い弱い』とは」及び、「② 作品全体としてとらえる工夫を」として色彩や構成に関する指導内容が解説されている。しかし、「つまり、表現の意図に応じてできる限り効果的に形や色を用いるのであるから、作品全体について言及するのでなければ意味がない。教師はまとまりのあるプロジェクトのなかで知的に分節化された題材ではなく、必要に応じて、適切な機会をとらえてこれらの項目を指導すべきであろう。」²⁶⁾のように注意を促している。「イ つくるものを絵や図にかいたり、必要に応じて試作するなどして、形や丈夫な組立て方、動く面白さの生かし方などの構想を練り、計画的につくったり、材料の特徴から発想してつくったりすること。」では、「(8) 計画的につくるとはどのようなことか」として、「① 生活実態から全体計画へ」「② 過程における試行錯誤が大切」において、計画性について解説している。こちらでも、「(3)の本文をあげて「・・・ということは当然つくる前にどんなものが自分たちの生活に必要なのかを調べる必要がある。しかし、必要感は狭義の欠乏感ではなくて“こんなものがあつたら楽しいな”という彼らの生活実態との関係で考えていくことが大切である。」²⁷⁾や「一見すると計画性と試行錯誤は矛盾する考えのように思われるが、計画することはこの段階の児童にあっては全行程を細部まで先取りしてしまうことではない。」²⁸⁾のように「従来の計画性の考え方」²⁹⁾に対する反省として述べられている。ウでは主として用具について述べられている。

先述したとおり、「デザインの能力の育成の重視」をあげているためか、解説の文中にも随所にデザインにかかわる記述が見られる。特徴的な部分をあげると、例えば第5学年の「(9) 身近な環境などを造形的に構成するとはどのようなことか」には、「① よりよい生活への自らの造形活動」と題して、「デザインの重視は今回の改訂の一つの重要な事項であった。」³⁰⁾と前置きしたうえで、「デザインという仕事の技術の一部を真似ることを児童に要求するものではない。プロのデザイナーの卵を養成することが図画工作科の目標でないことはいうまでもない。」³¹⁾としている。

このような記述は他にも見られ、第6学年についても、「(2) とくに留意すべき変わった点はどこか」とする中で、「① “技法の指導”から“発想の指導”へ」とする解説内に、「『デザインの能力』とは生活に関わる造形について、それが自分の手を離れて社会的に有効であることを念頭において、発想し、つくり、検証してみるという一連の活動を計画的に行う能力のことであるし、・・・」³²⁾と述べたうえで、「『デザインの能力』・・・という言葉は大人の実際のデザイン活動をミニチュア化して教える・・・こととは違う。」³³⁾と繰り返し述べている。さらに、「②『生活に生かす造形』での問題点」では、「デザインすることはまだないものを作り出す活動である。つまり、その根柢となる必要感(ニーズ)は自分たちがその生活をふりかえるなかで見つけ出していくもので、その必要感を十分に満たす自分たちの形が今はいいというところから出発する。」³⁴⁾とし、「自らの必要感を煮つめて、発想し、計画し、つくり、そして自分の生活のなかにそれをとり入れてみるという総合的能力こそがこの目標に掲げられているのである。」³⁵⁾のように「問題解決学習」に関係すると思われる記述が見られる。

また、「(7) 形や色、材料などの特徴を総合的に生かすとは」には「② 目的に近づくプロセスが大切」として、「・・・これら一連の流れが一体となって、行きつ戻りつして、だんだん具体的になっていくものであって、最初からすみずみまでの完成予定が頭のなかではっきりと捉えられていることは少ない。経験を積んだ実際のデザイナーでさえも何回もレンダリング(完成予想図)やダミー(完成模型)を重ねて自分のイメージを固めていくのである。」³⁶⁾のように例をあげ、「このようなプロセスこそが大切な学習内容であり、指導要領では『絵や図にかいたり』と示されている。」³⁷⁾とし、「プロセス」の重要性を述べている。

他にも「③ プロセスにおいて形、色、材料を総合的に生かす」とするなかで、「また、実際の制作に先立って、いろいろな場所に出かけたりして、地域で見られる表示物や公共的な家具について、形、色、材料の組み合わせ、さらに周りの環境との調和を考えてみることは鑑賞の指導と合わせて、有意義な活動につながっていくと思われる。」³⁸⁾のように、「B鑑賞」とのつながりが示唆されていることは重要な意味を含んでいると考えられる。

2. 4 昭和52年告示におけるデザインの取り扱い

昭和52年告示では、図画工作の領域について、今日見られるような「表現」と「鑑賞」への統合が行われた。先に平成元年告示の項でとりあげた『小学校新教育課程を読む 図画工作科の解説と展開』には、図画工作科改訂の経緯

の概略として、昭和52年学習指導要領について述べられている。それによれば、「ア 学校のゆとりと充実の観点から、内容が大幅に削除または、軽減された。／イ 内容領域は、表現と鑑賞とし、総合的な造形活動が行われるようとした。／ウ 低学年で、『造形的な遊び』が内容として、位置付けられた。／エ 材料・用具が大幅に整理され、基本的なもののみ示された。」³⁹⁾であり、内容の大幅な削減と低学年における造形遊びのことが明記されている。『小学校新教育課程の解説（図画工作）』では、「(2) 図画工作科改善の具体方針」として、「(ア) 実際の指導において有機的・統合的な指導がおこなわれやすいようにするため、現行の5領域（絵画、彫塑、デザイン、工作及び鑑賞）を「表現」及び「鑑賞」の2領域に整理統合する。」⁴⁰⁾と述べ、「この考え方は、領域の整理統合だけにとどまらず、更にその中の内容項目を削除、削減によって精選し、整理統合するうえでも共通するところである。」⁴¹⁾と説明している。デザインに関する記述では、「ただ、デザインや工作中でとかく問題になっていた低学年の知らせるデザインの内容や色や形の構成、機構的な工作や構築的な工作については、題材が高度化したり、多様化し過ぎたりしないように、削減例が示された。」⁴²⁾とある。

各学年の目標については、「学年差は低学年、中学年、高学年をそれぞれまとめた3段階の発達段階によって区分したうえで、更に第1学年と第2学年との多少の違いを示すという手続きがとられて定められた。」⁴³⁾とある。『小学校新教育課程の解説（図画工作）』付録の「新学習指導要領 小学校図画工作の一覧（別冊）」から、各学年目標(1)～(3)の内、(2)をデザインに関係するものとして以下に示す。

「A表現」目標(2)を抜粋（学年別）

- ・使うものをつくる喜びとそれを使う楽しさを味わわせる。（第一学年）
- ・使うものを工夫してつくる喜びとそれを使う楽しさを味わわせる。（第二学年）
- ・用途を考えて、工夫してつくることができるようとする。（第三学年）
- ・用途や条件を考えて、工夫してつくることができるようとする。（第四学年）
- ・用途や美しさを考えて、デザインしてつくる能力を養う。（第五学年）
- ・用途や美しさを考えて、デザインしてつくる能力を伸ばす。（第六学年）

デザインという言葉が見られるのは、第5学年と第6学年の(2)であるが、低学年の(2)では「使うもの」、中学年の(2)では「用途を考えて」のようにつながりを持ってデザインのことを示していると考えられ、例えば第一学年における解説内でも、「なお、この項はデザイン的な要素も含むことから、色名や形体、用具の扱い等も含めた基礎的な学習も意図するものと解される。」⁴⁴⁾としている。

内容については、先にあげた一覧を参照すると、「A表現」の内で(3)の「内容の柱（略称）」として「使うものをつくる（1～4年）」「デザインしてつくる（5・6年）」と示されている。具体的には、低学年、中学年、高学年の別に示され、「生活を楽しくするために使う簡単なもの及び飾るものつくることができるようとする。（第1・2学年）」「伝えたい事柄を表すもの、生活を楽しくするために使うもの及び飾るものつくることができるようとする。（第3・4学年）」「伝えたい事柄を表すもの及び生活を楽しくするために使うものを、目的に合わせデザインしてつくることができるようとする。（第5・6学年）」である。これらの中で、高学年について平成元年告示のそれ（第5・6学年）と比較してみると次のことが見えてくる。平成元年告示では、「デザインしてつくる」という表記がなくなり、「身近な環境などを造形的に構成したり」が加えられていることに目が行くが、このことが単純にデザインを言い換えているわけではないであろう。解説がプロセスに注目するような内容であることを考えると、デザインという言葉に対する誤解を避けるための表記であるとも考えられる。指導事項アーウの表記は各学年別に示されており、平成元年告示との比較のために、第5学年をあげてみると、「ア 形から受ける方向の感じ及び動きの感じ並びに色の明暗、強弱などの感じを生かすこと。」「イ 図をかいたり試作したりして、つくるものの形、動く仕組み、丈夫な組立方などを工夫し、計画的につくること。」である。ウについては用具に関することなので省略する。材料に関する事を除けばよく似た内容であるが、平成元年告示においては「整理・統合されている」としている。

デザインについての具体的な記述を見てみると、[第5学年]の目標(2)の説明に次のように示されている。「前学年の『条件』が『美しさ』で示され、『工夫して』が『デザイン』の示し方になる。用と美をかね備えた作品をねらおうとするかなり高次な要求といえる・・・」⁴⁵⁾とし、「より充実した発想や構想や計画が必要であり、『デザインしてつくる』は正にそれへの橋渡しといえる。」⁴⁶⁾のように、工夫や発想または計画などがデザインの指導上の要点であるように読むことができる。続いて、「したがって、従来のデザインが結果的な名詞的考え方であったのに対して、今回は、このように過程的な動詞的考え方で方向づけている点を十分理解されたい。いうまでもなく、前期の条件や工夫はこの中に包含される。（原文ママ）」⁴⁷⁾と述べている。また、同じく[第5学年]内容(3)の説明を見ると、「...

ものにつくる態度も自分だけの満足を考える工夫から、他にもわかってもらえる工夫を考えるようになってくる。つまり、用途や目的に合わせて表す計画をしたり、つくり方を工夫するというデザイン本来の考え方方に立ってつくる活動ができるようになったといえる。⁴⁸⁾としている。続いて、「伝えたい事柄を表す活動」と「生活を楽しくするために使うものをつくる活動」について解説している。「活動の範囲と題材」の例として前者では、「学校における行事や催し物の案内、標識など、あるいは決まりや約束に関することなどがある。また、児童個々の関心や欲求からは、飛び出す絵本・動物の家・シンボルマークなど、自分の願いや考えを伝えたいというものもある。」⁴⁹⁾と述べ、「・・・、児童の生活の必要と密接なかかわりの中で行われるものであるから、平面的な表し方だけでなく、立体的な形で表されることもありうる。」⁵⁰⁾と補足している。後者では、「・・・、遊びに使うもの、生活を便利にするのに役立つもの、身辺や環境を飾るもの、その他児童が特に興味をもつものなど、生活に即したいくつかの経験内容のまとまりが考えられる。」⁵¹⁾と述べている。また、それぞれの表現方法について解説があり、前者では、「伝える目的をもつデザインでは、内容がよくわかるということが大切なねらいになっているが、人の目をひきつける作品をつくるには、色や形の組み立てにそれなりの表現上の工夫が必要である。・・・配色の点では色の明視・暖寒・強弱の組み合わせを工夫したり、形の構成では動きの感じを生かし変化をつけるなど、・・・、また、材料の特質をうまく生かして効果的な構成をさせるなど、伝える内容をよくわかるように表す方法を十分に考えさせるようにしたい。」⁵²⁾とし、後者では、「・・・使うものの目的に合わせて自分の考えを絵や図にかき表して構想を練ったり、つくる順序を考えるなど、より計画的に仕事をさせ、使用する材料の性質を生かしたり、材料の処理に使う用具の機能を理解して正しい扱いをさせるなど、合理的な製作をさせるようにしたい。」⁵³⁾と述べている。一見すると、「伝えたい事柄を表す活動」はヴィジュアルデザイン等の平面系を、「生活を楽しくするために使うものをつくる活動」は工作などを含む立体系を指しているようにもとれるが、これらに續く指導事項アの解説にも、「この動きや方向性の感じは、児童の表現における画面構成や立体の組み立て、使うものの製作などにおいて美的効果をもたらすものであり、・・・」⁵⁴⁾と述べられており、また、イの解説には、「デザインしてつくるとは、つくるものの目的を考え、それを果たすための機能・条件を吟味し、絵や図などに表して構想を明確にし、具体化のための材料・用具技法などを適切に選択し、手順を考えてつくるという総合実践活動をすることである。」⁵⁵⁾としている。つまり、これらは平面や立体などの区別なのではなく、色や構成についてと計画性についてそれぞれ説明されたものであり、しかし、具体例をあげると各々が平面と立体の内容を指しているように見えてしまうということだといえる。

3. 平成20年告示におけるデザインの取り扱いについての考察

あらためて、平成20年告示においては、デザインまたはデザインの能力をどのように示しているのかを考察する。昭和52年告示以降、改訂が行われる度に、目標や内容に関する語句が整理されていく傾向にあるといえるが、このことは、単純に重複する言葉を統合してきたということではないであろう。

平成20年告示と平成10年告示を比較したことで、「造形的な能力」にデザインの能力が含まれていることは既に述べた。平成10年告示の、「『表したいもの』や『つくりたいもの』を児童が自分で見付けることに始まり、美しさや用途を考え表し方を構想するなどの過程を経て、自分のよさを生かしてものをつくりだす」のような内容から、児童が主体であり、デザインの能力を伴った表現活動の始まりであることが示されていると考えられる。また、「児童が材料や場所、環境に働きかけ・・・」のように、造形遊びにおいてもデザインの能力が含まれていることが確認された。そして、「絵や立体に表現したり、工作に表したりする」ことが他の能力と並び「デザインの能力を高めることができる。」としていることからは、デザインが表現の形式のひとつではないとしていることが伺え、昭和52年告示においても、「『結果的な名詞的考え方』ではなく『過程的な動詞的考え方』で方向付けている」と述べている。そして、デザインという表現形式や単なる技法ではないのであるから、平成元年告示の内容では「表したいことを絵や立体に表す」と「つくりたいものをつくる」と分けていた表記を、平成10年告示においては「絵や立体に表すこと、つくりたいものをつくることや工作に表す」のように統合したと考えられる。さらに、「伝えたい事柄を表す活動」(昭和52年告示)としていた表記が、「伝え合うものをつくりたりする」(平成元年告示)のように変化したことは、デザイン能力による表現が一方通行の伝達から、鑑賞も含めた双方向のコミュニケーションのことを示唆していると考えられ、「伝え合いたいこと」(平成10年告示)として「見たこと、感じたこと、想像したこと」と合わせて表記されるようになったのは、少なくとも児童の表現活動において「純粋な美術(表現)活動」と「応用美術としてのデザイン」のような区別が必要ないことを明示したものだと考えられる。このことは、昭和52年から既に指摘されていたとみることができる⁵⁶⁾。児童個々の活動と社会の関係性に注目してみると、「それが自分の手を離れて社会的に有効であることを念頭において・・・」(平成元年告示)や、「この時期の児童が、学校や家族の一員としての意識

をもち始め、他の人の気持ちも考えながら行動するようになる・・・伝え合うことは、自分を見つめ、人を分かろうとする表現の大切な内容である。」(平成10年告示)などがデザインの能力と関連していることが示されており、個々の表現を、お互いの表現を鑑賞し合うことを通じて、分かり合っていくことと、児童にとっての社会が、自分の周囲からだんだんと広がって一般社会へつながって意識されていくことにデザインの能力が寄与していることを示しているのだと考えられる。

平成20年告示では、例えばこれがデザインの能力を示す箇所であると明示された文章が見られないので、具体例として表記されているものを要素として抽出し、これまでの記述と合わせて考察した。低学年、中学年、高学年の別に示されている内容から、「A表現」に関連するものとして、「造形要素」と「加工方法など」の具体例を、「B鑑賞」に関連するものとして、「鑑賞の対象」と「鑑賞の方法など」の具体例をあげ、〔共通事項〕を踏まえて記述していく。尚、既に述べているとおり、デザインの能力に関する要素は、「造形遊び」や「絵や立体、工作に表す」などの活動内に、有機的あるいは複合的に現れているため、そのすべてを抽出することは却って混乱を招く恐れがある。よって、よりデザインの能力に深く関わると思われる部分のみに絞り込んで示すものとする(表3)。

以下のように表に示してみると、まず、高学年に近づくほどデザインの能力に関する要素の量が増えているように見える。児童の活動の実態においては、例えばデザインの能力だけを取り出して指導することはむしろ意味がなく、あるいは現実的でないということは当然であるが、それよりも注目したいのは、「造形要素」では、「感覚や行為から」⇒「楽しい入れもの／家族や知人へのプレゼント」⇒「使って楽しむ・・・生活の幅を広げたりするもの」への変化や、「加工方法など」では、「形を見つけたり表したりする」⇒「仕掛けや動く仕組みを工夫する／簡単な絵や図、材料を置いて作り方を決める」⇒「アイデアスケッチ／強調、仕掛け、組み立て方や構造を考え、確かめる／立体で模様や色の組み合わせを工夫したり、動きや仕掛けの面白さを絵に組み入れる」のように、児童の発達の段階を明確に意識した具体例があげられていることである。低学年では個人の感性であったものが、中学年では周囲の他人を意識したものになり、高学年では伝えたり生活の幅を広げるなどへの発展や、形を見つけたり表したりのように個人の行為に過ぎなかったものが、工夫や計画性の意識を経て、より具体的な計画方法や表現への応用などが示されている。また、「鑑賞の対象」では、友人など児童にとって身近な他人から、日用品や地域の美術館などを経て、社会全般に対象の範囲が広がっていくことが分かり、「鑑賞の方法など」では、見立てるという行為でしかなかったものが、自分の活動を振り返ったり他人との比較などを経て、より交流を重視したり社会に広く流通しているものへと広がりながらつながっていることが示されている。

表3 平成20年告示においてデザインに深く関わると思われる記述の抜粋

	A表現		B鑑賞	
	造形要素	加工方法など	鑑賞の対象	鑑賞の方法など
第1・2学年	・感覚や行為から、形を見つけたり表したりする		・友人との活動 ・友人などの話	・何かに見立てる
第3・4学年	・楽しい入れもの ・家族や知人へのプレゼント	・仕掛けや動く仕組みを工夫する ・簡単な絵や図、材料を置いて作り方を決める	・日用品、伝統的な玩具、地域の美術館の作品 ・人々の工夫やアイデア	・自分の活動を振り返る、交流する ・共通点や相違点、表現の工夫などをみつける
第5・6学年	・使って楽しむ、思いを伝える、身の回りを楽しくする、生活の幅を広げたりするもの	・アイデアスケッチ ・強調、仕掛け、組み立て方や構造を考え、確かめる ・立体で模様や色の組み合わせを工夫したり、動きや仕掛けの面白さを絵に組み入れる	・食器、家具、ポスター、ネオンサイン、造園、建物、工芸品、衣服、様々な用具など ・非常口のサイン、漫画、写真やアニメーションなど	・他者との交流を重視した活動を取り入れる ・社会に広く流通している図像や情報を学習の材料に取り入れる

これらのことから、〔共通事項〕によって「A表現」と「B鑑賞」を密接に関わらせながら、あるいは一体化して捉えられるならば、平成20年度告示におけるデザインの扱いとは、児童の発達や活動の実態に即し、表現や鑑賞の活動のなかで様々な形をもって有機的あるいは複合的に現れてくることを示していると考えられ、デザインという用語を使用することなく、子どもの発達段階に伴ったデザイン能力を養うことについて的確に示しているといえる。

4. おわりに

ここまで、小学校学習指導要領についてその変遷に注目し、デザインという用語について、改訂ごとにどのような変化が起きたのかを中心に述べてきた。文中では詳しく触れていないが、授業時間の削減による影響や中学校学習指導要領との連携の問題もあり、一概にその内容を示す分量が減ったと見える原因を特定することはできない。しかし、デザイン能力を、いわばデザイナーの職能として専門教育のミニチュア版として教えるのではない、という意味の記述が各所に見られることは重要である。このことは、学習指導要領にデザインという用語が明記された時に既に示されていたことでもある。

今後については、昭和33年告示においてデザインがどのような期待を背負って明記されるようになったのかを含めて検証することと同時に、学校教育以外の場においてデザインの研究がどのように進み、また、どのように教育現場へ導入されてきたのかを確認していく。さらに、生涯教育として重視される図画工作科・美術科の内容は、子どもの実態と合わせて、理念と実践の両方を今後どのように捉えていくべきなのかを、日常から発想し豊かな生活につなげていくデザインの視点から改めて探っていきたいと考える。

註

- 1) ヴィクター・パパネック 阿部公正訳『生きのびるためのデザイン』、晶文社、1974, p.17
- 2) 西村俊夫、「デザイン・プロセス理論に基づくものづくり教育の構築（I）－日本のデザイン教育の検証とデザイン・プロセス理論－」、上越教育大学紀要 第18巻 第1号、1998, pp.365-376
- 3) 大泉義一、「初等デザイン教育の黎明期における「子どものデザイン」概念の検討」、北海道教育大学紀要「教育科学編」第57巻 第1号、2006, pp.327-341
- 4) 新関伸也、「デザイン教育に関する考察IV－昭和30年代のデザイン教育の諸相－」、大学美術教育学会誌第40号、2008, pp.313-320
- 5) 福田隆眞、「デザイン教育の回想」、宮脇理編『現代美術教育論』、建帛社、1985, pp.95-117
- 6) 福田隆眞、「デザインとデザイン教育」、宮脇理編『デザイン教育 ダイナミズム』、建帛社、1993, pp.1-26
- 7) 文部科学省の調査官である奥村高明は、第12回美術教育実践学会研究大会（2008年12月6日 上越教育大学）「新しい学習指導要領から見えてくる子どもの学びの姿」Lecture内での発言で、「今回の改訂は整理したということです。」としている。（『美と育 No. 9』、美術教育実践学会、2011, p.52）
- 8) 安彦忠彦（編監修）藤枝充・三澤一実編著、『小学校学習指導要領の解説と展開 図画工作編』、教育出版株式会社、2008, pp.150-157を参照
- 9) 『小学校学習指導要領解説図画工作編』、日本文教出版株式会社、1999, p.12
- 10) 同上, p.47
- 11) 同上, p.68
- 12) 同上, p.71
- 13) 同上, p.73
- 14) 同上, p.76
- 15) 同上, p.77
- 16) 同上, p.80
- 17) 同上, p.34
- 18) 同上, p.17
- 19) 文部省内教育課程研究会監修 西野範夫編著、『小学校新教育課程を読む [図画工作]』、(株)教育開発研究所、1989, p.21
- 20) 同上, p.222
- 21) 同上, p.33
- 22) 同上, pp.35-36
- 23) 同上, p.39
- 24) 第6学年の指導事項ア～ウでは、第5学年の内容を受けた上で発展的な内容が示されている。
- 25) 同上, p.151
- 26) 同上, p.152
- 27) 同上, p.153
- 28) 同上, p.154
- 29) 同上
- 30) 同上, p.155
- 31) 同上

- 32) 同上, p.173
- 33) 同上
- 34) 同上
- 35) 同上, pp.174-175
- 36) 同上, p.184
- 37) 同上, pp.184-185
- 38) 同上, p.185
- 39) 同上, p.11
- 40) 橋口敏生編著, 『小学校新教育課程の解説(图画工作)』, 第一法規出版株式会社, 1977, p.5
- 41) 同上, p.6
- 42) 同上
- 43) 同上, pp.7-8
- 44) 同上, p.20
- 45) 同上, p.117
- 46) 同上
- 47) 同上
- 48) 同上, p.131
- 49) 同上, p.132
- 50) 同上
- 51) 同上, p.133
- 52) 同上, pp.132-133
- 53) 同上, p.134
- 54) 同上, p.135
- 55) 同上, p.136
- 56) 『小学校新教育課程の解説(图画工作)』には、編著者の一人である高山正喜久の私見として、そのように述べられた箇所がある。

A Study on the Evolution of the Meaning of Design in Art Education

Yasushi ABE* · Toshio NISHIMURA*

ABSTRACT

The term of design appeared for the first time in the course of study of 1958 versions. However, the term of design is not used in the course of study for elementary schools (art and handicraft) of the version in 2011 fiscal year. Details that the term and the concept "Design" have appeared in the art education are researched. However, it is a problem of another dimension that the term of design is not used for new the course of study for elementary schools (art and handicraft). Certainly, the term of design disappeared from a new the course of study for elementary schools (art and handicraft). However, the term of design having disappeared from the course of study for elementary schools (art and handicraft) doesn't necessarily disregard "Design".

However, a new problem occurs here. It was born the necessity clarified renewing the meaning of the design in the art education. The purpose of this paper is to examine the meaning of the design in the art education by comparing the descriptions concerning the design of the past course of study for elementary schools (art and handicraft).

* Music, FineArts and Physical Education